

プラスチックごみの扱いは今年どう変わる？

昨年の通常国会で成立した「プラスチック資源循環法」が、4月1日に施行される予定です。

同法では、国に、プラスチック廃棄物の排出の抑制のための環境配慮設計やワンウェイプラスチックの使用の合理化、分別収集、自主回収、再資源化等に関する基本方針の策定を義務付け、プラスチック資源を包括的に循環させるための措置が盛り込まれています。

レジ袋同様にストロー、スプーン等は有料化されるか

使い捨てのプラスチック製品を年5トン以上使う事業者に削減措置が義務づけられます。対象になるのは次の12品目。

主な事業者	製品
スーパー、コンビニ、飲食店など	フォーク、スプーン、ナイフ、ストロー、マドラー
宿泊施設など	ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ 歯ブラシ
クリーニング店など	ハンガー、衣類用カバー

事業者は削減対策をとらなければならない、取り組み不十分なら社名が公表され、命令に従わなければ50万円以下の罰金を科せられることもあるが、有料化が義務付けられているわけではない。さて、身近な購入機会でのプラ製品の扱いはどう変わるのだろうか？

分別収集の区分に変化はあるのか

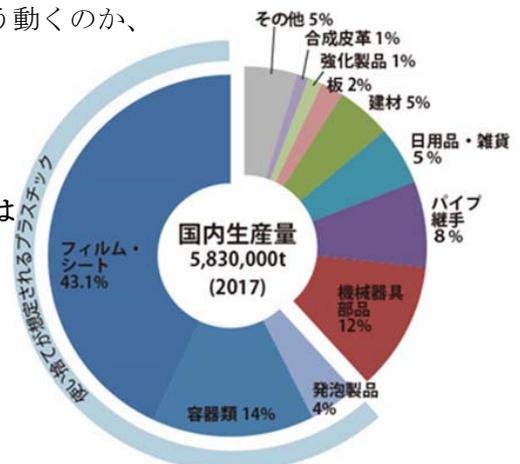
プラスチック資源循環法には、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」という条文があります。現在市町村が行っている収集は、容器包装リサイクル法に基づく容器包装のプラです。容器包装を製造・利用する事業者により市町村が分別収集した容器包装を再商品化する義務を負わせてはいるものの、市町村の分別収集経費が過大であると問題が指摘されています。

環境省が昨夏に行った調査では3年以内にプラゴミ全体に分別収集の区分を拡大する計画の市町村は、1割未満にとどまっており、分別収集拡大のために環境省がどう動くのか、市町村の負担や私たち市民の負担が増大することはないのか今後注目です。

大量生産、大量消費、大量リサイクルの社会から脱するためには

日本は世界第5位のプラスチック生産国です。しかも、世界的には約4割が使い捨て利用という中で、日本は約6割が使い捨て利用となっています。容器類やストローなどは、そのごく一部にしかすぎません。

プラスチック使用量の削減目標を定めて、そのための施策を進めていくことが求められています。



(一社)プラスチック循環社会協会
プラスチックリサイクルの基礎知識 2018